

# 適格機関投資家等特例業務についての提言

平成26年4月  
消費者委員会

## 【これまでの経緯】

適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)は、金融商品取引法に基づく、いわゆる「プロ向けファンド」業務と呼ばれるものである。特例業務は、1人以上の銀行等の適格機関投資家と49人以下の一般投資家を相手としてファンドの取得勧誘を行う場合には、「登録」ではなく「届出」でよく、販売勧誘規制も大幅に緩和されていることから、高齢者を中心とする投資経験の乏しい者に対して不適切な勧誘が行われ、多くの消費者被害が発生している。

国民生活センターでも、平成25年12月に消費者への注意喚起と金融庁及び証券取引等監視委員会への要望を行い、消費者委員会としても国民生活センターと連携しつつ調査・検討を行っている。

金融庁において投資家保護をめぐる制度のあり方が真摯に検討されており、検討結果を期待している。また、4月18日には証券取引等監視委員会から金融庁長官などに特例業務の出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある旨の建議が行われている。

## 【提言の概要】

### 1. 特例業務における投資者の範囲の見直し

少なくとも億単位の余剰資金をもって、投資性の金融取引を、年単位で継続的に行っている投資家という要件を満たすこととするなどに見直されるべきである。

### 2. 悪質業者の排除

制度見直しと併せ、金融庁及び証券取引等監視委員会による様々な取組みを更に徹底して、悪質業者の積極的な排除を図り、市場の健全化を推し進めるべきである。



消費者委員会としては、金融庁に対し、具体的な方策を示す今回の提言が証券取引等監視委員会の建議と一体となって、制度の在り方の検討に資するとともに、健全な金融市場の発展を期待するものではあるが、知識や経験・耐性のない個人消費者の生活資金や高齢者の老後資金が、安易に投資資金につぎこまれ、その生活が破壊されることのないように求める。